資料３

石川県被災地からの災害廃棄物の受入れについて

「令和6年能登半島地震」の被災地で生じた、損壊家屋等の解体・撤去に伴う災害廃棄物について、2024年8月16日に環境省から東京都へ、同8月19日に石川県から東京都へ広域処理に係る支援要請がありました。

これを受けて、2024年8月21日に、東京都から東京都市長会へ広域処理への協力依頼があり、同9月13日に被災自治体を含む9者間で処理に関する協定が締結されました。

町田市としては、被災地の災害廃棄物を受入れることを検討しています。

１ 依頼内容

（1）広域処理が必要な主な被災市町名

石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町

（2）災害廃棄物等の種類

可燃ごみ（木くず、廃プラスチック、繊維くず等の可燃性廃棄物）

（3）想定処理量・期間

被災市町との協議による

（4）輸送方法

JR 貨物による鉄道輸送等

２ 協定締結者

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、横浜市、川崎市、輪島市、珠洲市、東京都、石川県（9者協定）

※多摩地域では、既に、八王子市、西多摩衛生組合、昭島市、立川市、西秋川衛生組合、武蔵野市、柳泉園組合、ふじみ衛生組合の清掃工場で受入れを開始しています。

３ 町田市の受入れ時期と規模（案）

①期間　2025年10月下旬から

②規模　100トン（日量10トンを10日程度）

※実際の受入れは、被災市町との協議や他の受入自治体との兼ね合いによって決定

③2025年11月から2026年3月まで、日量10トン（週6日）程度の受入れ可能の見込み

４ 受入れるごみの組成

可燃ごみ（木くずを含む）

災害廃棄物の広域処理の流れ

- **鉄道コンテナ輸送**を活用（石川県内から都内のターミナルまで）
- 都内自治体（２３区・多摩地域）の**清掃工場**で、木くず等を**焼却処理**

解体廃棄物仮置場

＜対象＞木くず等

（輪島市）

（珠洲市）

石川県災害廃棄物処理実行計画（令和６年２月策定）

陸運等

可燃物・木くずの処理

県内処理２２．７万トン

近県処理２７．７万トン

➢ **当初計画から廃棄物量が増加。近県を超えた処理が必要**

都内での受入れ

陸運

（約60km～140km）

金沢ターミナル駅

鉄道輸送

（513km：営業キロ）

隅田川駅

陸運

都内自治体
清掃工場